

# 備えよう！確認しよう！防災用品

災害時の安心を発電機設置で！ 補助金申請も  
LPガス発電機

LPガス設備の施工を請け負ってきたカグラペーパーテックは、非常用発電機事業として病院や介護施設等への設置を展開。災害が多い昨今、非常時でも入居者が安心して暮らせるよう全国の施設で発電機の導入が進んでいます。LPガス発電機は、クリーンな排気で、静音性が高く夜間運転も安心、燃料も10年保存可能で、災害時の全面復旧は電気や都市ガスに比べ一番早い。

カグラペーパーテック TEL 06-6429-2691



社会福祉法人朱音会 介護老人保健施設すずの音（大阪府）設置例



開発に際しては、病院・介護施設への食事サービスを提供する日清医療食品が、ヒューロビン共同プロジェクトの員として協力した。

日清医療食品 TEL 03-3258-3619

## 災害時の夜間の支援活動を可能に 可搬型ヘリポート夜間灯火『ヘキサゴン』

災害時の緊急支援物資の空輸において、夜間の支援活動の有無が生死を分けるが、可搬型ヘリポート「軽量化（1.2kg）」「小型化（高さ30mm）」「無線通信での操作」「乾電池での長時間利用」「交換やすい乾電池」など、既製品よりも利便性が高く機能的で量産が可能だ。

## 嚥下困難者への避難食提供に とろみ調整用食品『つるりんこ Quickly』

災害時に難しくなるのが、飲み込みのリスクがある嚥下困難者の水分や食事の提供だ。「つるりんこ Quickly」はお茶や水、食品にとろみをつけ、嚥下困難者が水分や栄養を摂取する際に使用するとろみ調整用食品。

クリニック TEL 0120-52-0050



## 「人を想うやさしさがいい明日をつくる。」をテーマに 先進建設・防災・減災技術フェア in 熊本



※ 2019年開催風景

熊本地震・昨年の熊本豪雨災害からの復興と、豊かで安全・安心な社会基盤の構築を目指し、月24日から2日間にわたりて開催。復旧・復興が進む施工現場に活かす建設技術や地域防災力向上と幅広い産業分野のBCPに寄与する製品のほか、感染防護具、消毒液、除菌剤、口腔ケア、各種感染対策製品・サービスなどが展示される。災害物流や搬送機器、ロボットに関するフェアも同時開催。会場はグランメッセ熊本。入場無料（登録制）。構成は熊本県、熊本市、地域産業活性協会。

開催委員会事務局（地域産業活性協会） TEL 052-733-7321

# 快適にすむ極意

**在宅介護を**

長尾和宏の  
在宅医だから  
伝えたい！

秘 ここだけの話



執筆▶長尾和宏  
医学博士。長尾クリニック院長。公益財団法人 日本尊厳死協会副理事長、関西国際大学客員教授。日本慢性期医療協会理事他。ベストセラー『「平穏死」10の条件』など著書多数。

## 第11回 介護訴訟の現状と対策

死亡したのは、「肺炎を発症したのに適切な病院に転院させなかつたため」として、妻が2,750万円の損害賠償を求めました。鹿児島地裁は施設側に1,870万円の支払いを命じたのです。

発熱など肺炎を疑わせる症状を発症し、併設の病院で抗生物質の投与を受けましたが、4日後に肺炎で死亡しました。裁判長は「発熱などの症状が出た時点で肺炎を疑い、エックス線など必要な検査をして適切な病院へ転院させるべきだった」と指摘し、施設側の過失を認めました。

脳梗塞による要介護者が肺炎を起こした場合、多くは誤嚥性肺炎です。誤嚥性肺炎は治療しても再発を繰り返すことが特徴です。寝たきりの患者さんの肺炎診断は胸部単純レントゲンでは難しいことがあります。胸部CTで初めて診断されることも稀ではありません。しかし、「介護施設入所者が発熱したら、全例胸部CTを撮影」は現実的ではありません。地域医療に60年間奉職してきた老健の管理医師（92歳）は、高齢のため敗訴を受け入れざるを得ませんでした。介護施設における肺炎裁判はその後、複数の介護施設でも起きていますが、煩わしい裁判を避けて和解をするケースが少なくありません。

ドーナツ裁判は逆転無罪に  
高齢者の死は自然の流れ

敗訴が続く介護訴訟  
肺炎裁判は2,000万円！

介護施設における訴訟が増加しています。肺炎診断の遅れ、がん診

断の遅れ、施設内の転倒・骨折などにおいて介護施設が訴えられた結果、敗訴するケースが続いている。

鹿児島県の介護老人保健施設で2012年に入所者（当時61歳）が

2013年長野県安曇市の特別養護

老人ホームに入所していた85歳の女性に、准看護師（60歳）がドーナツを食べさせたため女性は窒息、治療を施したが1カ月後に低酸素脳症で亡くなり、この准看護師が訴えられました。一審の長野地裁松本支部は業務上過失致死罪で罰金20万円の有罪。東京高等裁判所では過失はない、ということで逆転無罪の判決が下りました。東京高裁の判決文では「引継ぎの資料は介護職の情報共有のためのもので看護師が把握する必要はなかった」としました。

この患者さんは、1週間前からだんだん食べられなくなっていて、「固体物からゼリー食に変更しましょう」という方針が施設から出ていました。ところが、その情報共有がこの准看護師とはできおらず、良かれと思ってドーナツを食べさせたのです。つまり、患者さんの「ドーナツが食べたい」という希望を叶えてあげたわけですが、そこで、たまたま患者さんが喉につまらせたのは仕方ないことです。そもそも「最後まで口から食べる」というのは、「食支援」という国策でもあります。こんなケースを業務上過失致死罪に問う訴訟が多発したら、「嚥下障害→胃ろう&一生絶食」となりますが、それで良いのでしょうか。

嚥下機能の悪い患者さんに好きな物を食べさせて、誤嚥性肺炎や窒息死を起こしたら約2,000万円の賠償命令が言い渡される時代。なぜ、そんなことになったのでしょうか？ 訴えるのは常に家族で、「病院や施設側が悪い」と認定するのは裁判官です。私の目には、この両者がこの国の高齢者の尊厳を奪っているように

映ります。行き過ぎた延命治療は、家族と司法からの訴訟圧力による結果です。死んだら誰かのせいとして訴えるならば、延命治療どころか、医療や介護に従事する人が誰もいなくなります。高齢者の死を自然なものではなく、忌み嫌うものとしてタブー視してきた平和ボケ日本のツケがこんな形で回っている気がします。ぜひともケアマネさんは勇気を持って「そんな判決はおかしい」と声を上げてほしいのです。

#### 口から食べられないなら終わる。 食事介助が「虐待」の歐米

「嚥下障害がある人が食べる」という行為には多少のリスクが伴うことを家族に認識していただくことが大切です。いくら嚥下評価や嚥下リハビリをやってもリスクはあります。それを怖がれば、『誤嚥や窒息しても仕方がない』と言ってくれる人だけにしか食べさせられません。

犬や猫も自力で食べるのであまり誤嚥しません。もし誤嚥しても誰かを訴える飼い主はいないでしょう。口から食べるという行為は動物の基本動作なのに、『人間だけが誤嚥・窒息したら何かに責任を求める』という歪んだ文化が生まれ、さらにそのような文化が醸成されつつあります。ところが、そんな国は世界中で日本だけ。欧米では自力で食べられなくなったら終わりで、食事介助は「虐待」です。

本来、患者さんを最期まで口から食べさせて笑顔にするのが介護の役割です。しかしそれを食べられるのに食べさせず、管だらけにしてそれを嫌がると縛り付ける。そういうことを

避けるためには、入所時や契約時から、ケアマネや医師や管理者が、患者さんの家族と「もしものとき」の話をしておかなくてはいけません。それが、3年前から国策として推進されているACP（人生会議）ということになるのですが、そんな難しい言葉を使わなくても、十分に対話を繰り返しておくことこそが、介護訴訟対策の第一歩であると考えます。

最初は理解しない家族もいるでしょうから、家族の話も傾聴して、「本人の尊厳とは何か」という視点から、しっかりと寄り添ってください。私はのためにたくさんの書籍を書いていますので、何冊かストックしておけばその場で貸し出せます。時間が無ければ『親の「老い」を受け入れる』という3分ほどの詩の朗読をYouTubeで公開していますので、そちらを聞いていただけでも、かなり変わります。

#### 大切なのは日ごろからの 家族とのコミュニケーション

在宅の患者さんの中にも誤嚥性肺炎で入院を何回も繰り返す人がいました。誰の目にもその患者さんの衰弱が明らかになったとき、入院先の病院の医師はこう告げたそうです。「この人は終末期ですから治療する意味がありません。在宅医療で緩和ケアを受けて下さい」と。しかし家族は「見放された」と感じ、涙ながらに私に病院へのクレームを言いに来られました。私は、その医師の意見は間違っていないことを、時間をかけて説明しました。すると、本人も納得されました。それから2カ月間、その方は在宅で最期まで食べて過ごし、穏

やかに旅立されました。本人が希望しなかった人工呼吸器につながれることもなく、自然な最期を迎えたことで、看取りの後に家族が丁重にお札を言いに来てくれました。私は「最高の選択をされましたね」と抱きしました。

介護訴訟に至らないためには、信頼関係を構築することが第一です。そのうえで「リスクと尊厳は両立しない」ということに理解を求めます。このセリフは、私が毎日、ご家族に説明するときに使ってていますので、ぜひ参考にしてください。

#### 家族の執念で徘徊裁判は無罪に ケアマネも声を上げて！

介護施設内で起きた転倒・骨折に対する訴訟例も増えています。施設内で転倒・骨折をすると、たとえ手術で回復しても「管理不行き届き」で訴えられることがあります。しかし人手不足の介護現場で、夜間も含め四六時中見守ることはどう考えても不可能です。もしも、絶対に転倒させないようにするならば、身体抑制しか手がありませんが、あり得ないことです。今こそ、ケアマネが声を上げて司法にも理解を求めるべき時です。

2008年に愛知県で起きた認知症の人の鉄道事故裁判は大きく報道され、書籍も出版されているのでとても参考になる事例だと思います。一審は同居の妻に720万円の、二審では遠くの長男に360万円の賠償命令が下りました。しかし、最高裁で無罪が確定したのです。この判決を受けて、神戸市は「認知症事故救済制度」を作り、認知症の人の事故は社会が

担保することになりました。

このケースは、長男の執念が社会通念を180度変えましたが、ケアマネは今後こうした裁判に目を配り、「おかしい！」と思えば勇気を持って声を上げてください。利用者目線に立つには、多少の勇気が要るでしょう。しかし司法界や社会通念を変えるのもケアマネの仕事です。

#### コロナ裁判にどう対峙する？ 「利用者の尊厳を守る」ケアマネに！

新型コロナウイルスに感染して死亡した広島県三次市の女性（当時82）の遺族が、2020年9月に「ホームヘルパーが女性への訪問を控えていれば感染を防げた」として、同市の訪問介護事業所の運営会社に4,400万円の損害賠償を求めた訴訟は、皆さんの記憶に新しいかと思います。この件は、会社側が哀悼の意を

示すことなどを内容とする和解が成立しました。取材に応じた代理人弁護士によれば、和解書では、会社側が哀悼の意を示すほか、感染予防への最大限の努力を約束。原告側は「訴訟は介護現場の安全管理についての問題提起だった」として訴えを取り下げました。遺族は「介護現場に萎縮や混乱が生じるのは本意ではない。感染防止のための安全管理に努めていただきたいという願いに変わりはない」とする談話を出了しました。

今後、増えることが予想される「コロナ訴訟」に、ケアマネさんは今から備えておいてください。平時においてもコロナ禍においても「利用者の尊厳を守る」ことがケアマネさんの責務であるはず。どうか、勇気を持って闘ってください。

## PRESENT



#### 『映画「痛くない死に方」読本』

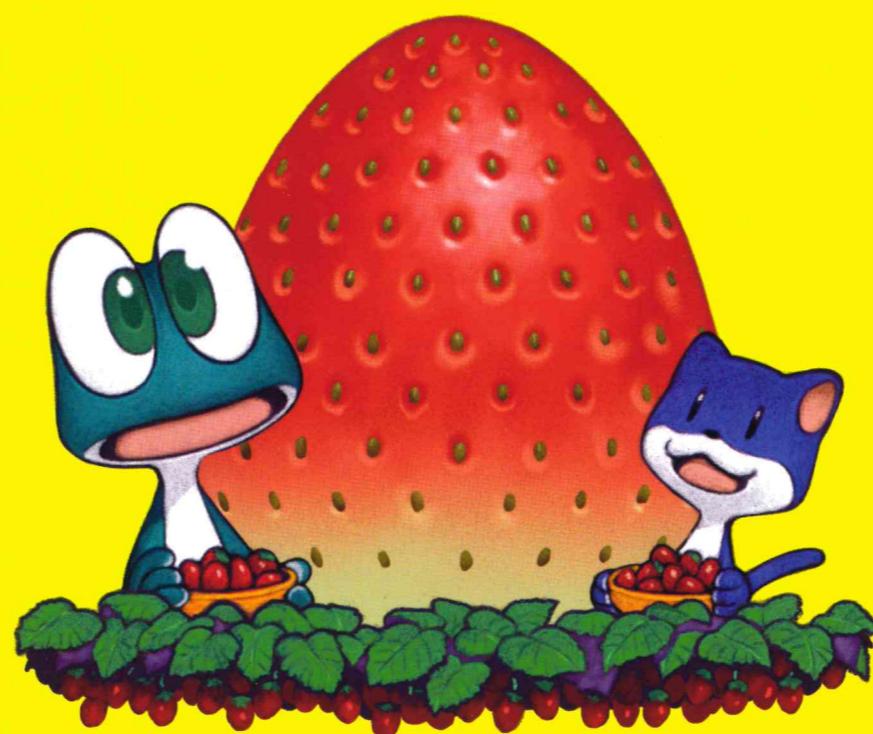
「痛くない死に方」製作委員会 著（ブックマン社）  
1,100円+税

長尾和宏先生のベストセラー『痛くない死に方』『痛い在宅医』（ブックマン社）が原作の映画『痛くない死に方』は、主演の柄本佑氏をはじめ豪華俳優陣が出演する、在宅医療の光と陰をリアルに描いた作品です。その解説書を3名様にプレゼント。冒頭には重松清氏のエッセイを収録、監督、主要キャストへの独占インタビューに加え、長尾先生も寄稿。「人が死ぬとき」を考えるためのヒントが満載だ。同時公開の『けたいな町医者』の解説も。ご希望の方は58頁のアンケートにお答えの上、「プレゼント希望」と明記して、メールかFAXにてご応募ください。

# 月刊 ケアマネジメント

3月号

特 集



好評連載

長尾和宏の在宅介護を快適にする極意  
『介護訴訟の現状と対策』

海外の福祉レポート

カナダで活躍する  
日本人介護士インタビュー

特別企画

災害時、ケアマネは何ができるか

応援します!  
ヘルパーさん

訪問介護の底力! ヘルパーの価値を見つめます